

# 室蘭工業大学機関リポジトリ運用指針

平成 23 年 7 月 8 日

図書館委員会 制定

(趣旨)

第 1 条 室蘭工業大学機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）は、本学で生産された研究成果・教育資源を収集し、電子的形態で蓄積・保存し、学内外に無償で公開することにより、本学の学術研究の発展と地域社会への貢献に寄与することを目的とする。本指針は、機関リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 機関リポジトリを構築するサーバを公開する際の和文名称を「室蘭工業大学学術資源アーカイブ」、英文名称を「MuroranIT Academic Resources Archive」とする。

(管理及び運用)

第 3 条 機関リポジトリの管理・運用は、附属図書館が行うものとする。

(登録対象者)

第 4 条 機関リポジトリに研究成果・教育資源を登録できる者（以下「登録対象者」という。）は、本学構成員のうち以下のとおりとする。

- (1) 在籍する、または在籍したことのある教職員
- (2) 大学院工学研究科に在籍する、または在籍したことのある学生
- (3) 在籍する、または在籍したことのある研究員
- (4) その他附属図書館長が特に認めたもの

(登録対象となる研究成果・教育資源)

第 5 条 機関リポジトリが登録対象とする研究成果・教育資源は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 登録対象者が本学在籍中に単独もしくは共同で作成した研究成果・教育資源であること。
- (2) 公開に当たって、法令上、社会通念上及びセキュリティ上問題が生じないものであること。
- (3) 資料の種別として以下のいずれかに該当するもの。
  1. 学術雑誌掲載済論文
  2. 紀要
  3. 会議・講演等での発表資料
  4. 博士学位論文
  5. 修士学位論文（指導教員等の同意を得たもの）
  6. 学術雑誌以外の一般雑誌・書籍等に掲載済の原稿
  7. 授業等で使用した教材
  8. 実験・観測データ
  9. その他附属図書館長が特に認めたもの

(提供方法及び内容)

第6条 機関リポジトリへ研究成果・教育資源を登録しようとする者(以下「登録者」という)は、別に定める提供方法により、研究成果・教育資源を附属図書館に提出するものとする。

(提供された研究成果・教育資源の公開の可否)

第7条 附属図書館は、登録者から提供された研究成果・教育資源の公開の可否について以下のとおり取り扱う。

- (1) 提供された研究成果・教育資源の著作権等の権利関係、その他公開に係る事項を調査し、公開の可否を判断する。
- (2) 公開に支障がないと判断した場合は、第8条のとおり電子的公開する。
- (3) 公開に支障があると判断した場合は、登録者にその旨通知する。
- (4) 一旦公開した後に公開に支障がある事態が判明した場合は、登録者に断りなく公開を停止し、再公開の可否について調査する。

(提供された研究成果・教育資源の電子的公開)

第8条 附属図書館は、提供された研究成果・教育資源の電子的公開を下記のとおり行う。

- (1) 提供された研究成果・教育資源を複製し、機関リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて(1)の複製物及びメタデータを不特定多数に無償で公開(送信)する。
- (3) 機関リポジトリを構築するサーバに格納し、又はサーバより公開(送信)するにあたり必要な媒体変換を行う。

(提供された研究成果・教育資源に係る著作権及び電子的公開許諾)

第9条 提供された研究成果・教育資源の著作権は、登録後も著作権者に帰属する。第8条による電子的公開を行うため、著作権の帰属により下記のとおり電子的公開許諾を得ることとする。

- (1) 著作権が提供者のみに帰属している場合は、第8条による電子的公開を無償で許諾する。
- (2) 著作権が提供者を含め複数の者(共著者等)に帰属している場合は、提供者は、第8条による電子的公開を無償で許諾することについて、あらかじめ他の著作権者の同意を得ておくこと。
- (3) 著作権が提供者以外に帰属している場合は、第8条による電子的公開を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。ただし、著作権者があらかじめ許諾の意を示している場合は、これを要しない。

(登録した研究成果・教育資源の改変、削除、及び非公開化)

第10条 登録した研究成果・教育資源の改変、削除、及び非公開化は、下記のとおりとする。

- (1) 登録した研究成果・教育資源に対し、提供者から改変の申請があった場合は、当該資料の別版として新規に提供を受ける。

- (2) 提供者から登録した研究成果・教育資源削除又は非公開化の申請があった場合、登録を削除又は非公開化することができる。
- (3) 一旦電子的公開した後に公開に支障があることが判明した場合は、公開を停止し、再公開の可否について調査する。

(電子的公開した研究成果・教育資源の利用条件)

第 11 条 機関リポジトリで電子的公開された研究成果・教育資源を利用しようとする者（以下、「利用者」という。）は、以下のことを遵守することとする。

- (1) 利用しようとする研究成果・教育資源の著作権者が出版者等で、その投稿規則あるいは出版契約等により当該出版社等が利用条件を定めている場合、その条件。
- (2) 利用しようとする研究成果・教育資源が、前号の適用を受けていない場合、著作権法（昭和 48 年法律第 48 号）に規定する私的使用目的での複製、引用等の権利制限の範囲内で利用すること。

- 2 利用者は、前項各号の利用条件の範囲を超えて利用する場合には、事前に当該研究成果・教育資源の著作権者からその利用に係る許諾を得なければならない。
- 3 附属図書館は、第 1 項及び第 2 項について利用者に周知する。

(免責事項)

第 12 条 附属図書館は、機関リポジトリに登録された研究成果・教育資源を利用することによって発生した登録者または著作権者の損害については、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第 13 条 本運用指針に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

附則

この指針は、平成 23 年 7 月 8 日から適用する。